

「埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例」に係る諸手続方法について

第1 受験手続

ふぐ処理者になろうとする者は、埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（以下「条例」という。）第4条の「ふぐ処理者試験」を受けなければなりません。

1 試験科目

(1) 学科試験

試験時間は1時間30分、解答方法は多岐択一式等であり、条例及び埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則に関する知識、水産食品の衛生に関する知識及びふぐに関する一般知識から出題されます。

(2) 実技試験

ア ふぐの種類鑑別

実物のふぐを5種類出題し、ふぐの名称が記載されている名札の中から、出題されたふぐに該当する名札を選びます。

イ ふぐの内臓の識別及び処理技術

用意された丸ふぐ一匹を次の要領で作業します。

(ア) 可食部位と不可食部位とに区別し、それぞれ所定のバットに入れて、用意されている名札により臓器（卵巣、精巣、肝臓、腎臓、心臓、脾臓、胆のう、胃腸、粘膜、眼球、えら）の識別をします。

(イ) 可食部位の除毒処理仕上げを行い、背皮と腹皮の皮下組織（とおとうみ）の分離及びちり材料の分割作業を行います。

2 試験の告示

ふぐ処理者試験の出願期日、試験期日、試験会場、試験方法その他試験の施行について必要な事項が告示されます。

3 受験資格

ありません。

4 受験手続

受験願書の受付期間中に、次の内容により受験の申込を行います。

(1) インターネットによる場合

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要な事項を入力し、指定の方法により試験手数料を納付します。写真（出願前6ヶ月以内に撮影した無帽、上半身正面向きで縦4cm、横3cmの大きさのもの）2枚を試験当日に試験会場に持参します。

(2) 窓口による場合

受験願書に写真（出願前6ヶ月以内に撮影した無帽、上半身正面向きで縦4cm、横3cmの大きさのもの）2枚及び試験手数料を添えて、食品安全課あて提出します。

(3) 試験手数料 18,400円

5 受験票

受験者には受験票を交付します。

6 試験結果通知書

受験者全員にふぐ処理者試験結果通知書により合否を通知します。

第2 免許証の申請

ふぐ処理者としての効力は、免許証を交付されたときに発生するものであり、単にふぐ処理者試験に合格した者や、以下の都県知事のふぐ取扱いに係る免許を受けているだけでは、ふぐ処理者とは認められません。

ふぐ処理者試験合格者は、条例第7条の規定により、知事に免許の申請をして、ふぐ処理者免許証の交付を受ける必要があります。

1 免許が与えられる者（条例第3条・規則第3条）

次の者がふぐふぐ処理者免許証の交付を受けることができます。

(1) 本県が行うふぐ処理者試験に合格した者

(2) 東京都知事、神奈川県知事、滋賀県知事、岡山県知事、徳島県知事又は鹿児島県知事が行うふぐの処理に係る試験（神奈川県においては昭和62年4月以後、鹿児島県においては昭和58年4月以後に行われたものに限る。）に合格し、当該都県の免許を受けていて埼玉県知事（以下「知事」という。）が行う条例及び規則に関する講習（ふぐ処理者資格者講習会）を受講した者

2 申請方法

免許の申請は、次の書類を整えて、県食品安全課で手続をします。

(1) 申請書類等

ア 本県のふぐ処理者試験合格者

(ア) ふぐ処理者免許証交付申請書

(イ) ふぐ処理者試験結果通知書の写し

(ウ) 申請前3ヶ月以内に医師が交付した診断書（精神の機能の障害によりふぐの処理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者ではない旨の診断書）

(エ) 写真（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、上半身正面向きで縦4cm、横3cmの大きさのもの）1枚

(オ) 申請手数料 4,600円

イ 東京都知事、神奈川県知事、滋賀県知事、岡山県知事、徳島県知事又は鹿児島県知事が行うふぐの処理に係る試験（神奈川県においては昭和62年4月以後、鹿児島県においては昭和58年4月以後に行われたものに限る。）に合格し、当該都県の免許を受けていてふぐ処理者資格者講習会を受講した者

- (ア) ふぐ処理者免許証交付申請書
- (イ) 当該都県の試験に合格したことを証する書面の写し
- (ウ) 当該都県のふぐ処理に係る免許の写し
- (エ) 申請前3ヶ月以内に医師が交付した診断書（精神の機能の障害によりふぐの処理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者ではない旨の診断書）
- (オ) 写真（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、上半身正面向きで縦4cm、横3cmの大きさのもの）1枚
- (カ) 申請手数料 4,600円

(2) 交付

交付予定日に申請者本人又は代理人（代理人の場合は本人の委任状を提出）に対してふぐ処理者免許証を交付します。

第3 免許証の再交付

ふぐ処理者が免許証を失ったり、破いたり汚した場合、あるいは婚姻等のため改姓（名）した場合は、次のとおり免許証の再交付申請をしなければなりません。

1 申請場所

政令・中核市を含む県内保健所（以下、「保健所」という。）

2 申請書類

- (1) ふぐ処理者免許証再交付申請書（保健所に備えてあります。）
- (2) ふぐ処理者免許証（亡失した場合は除く）
- (3) 戸籍抄本又は変更事項に係る住民票の記載事項証明書その他申請の原因となる事実を証するものとして知事が認める書類（氏名を変更する場合に限る。）
- (4) 写真（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、上半身正面向きで縦4cm、横3cmの大きさのもの）1枚
- (5) 申請手数料 2,900円

3 交付

申請後、交付予定日に申請者本人又は代理人（代理人の場合は本人の委任状を提出）に対してふぐ処理者免許証を交付します。

再交付後、亡失した免許証を発見したときは、速やかに保健所へ返納しなければなりません。

第4 免許証の返納

亡失した免許証を発見した時、ふぐ処理者が死亡し又は失踪の宣告を受けた時、あるいは免許を取り消された時は、当該免許証を次のとおり返納手続きをしなければなりません。

1 返納場所

保健所

2 返納書類

(1) ふぐ処理者免許証返納届（保健所に備えてあります。）

(2) ふぐ処理者免許証

なお、死亡し又は失踪の宣告を受けたふぐ処理者がふぐ処理施設の認定を受けている者の場合は、そのふぐ処理施設認定書の返納手続きも必要になります。

第5 ふぐ処理施設の認定

ふぐの取扱いの営業を開始しようとするときは、その営業者はふぐ処理施設の認定を受け、認定書の交付を受けなければ営業をすることができません。

営業者がふぐ処理施設の認定を受けるための申請方法は次のとおりです。

1 申請・届出場所

施設を所轄する保健所

2 書類等

(1) ふぐ処理施設認定申請書（保健所に備えてあります。）

(2) 専任のふぐ処理者であることを証するものとして、次のいずれかの書類

ア ふぐ処理者免許証の写し

イ 埼玉県ふぐ処理等責任者講習会（昭和60年度から平成14年度の間実施）の修了証書の写し

ウ 条例附則第2項に基づく「既存ふぐ処理者」のふぐ処理者免許証の写し

(3) 申請手数料 4,600円

3 ふぐ処理施設認定書の交付

申請書が保健所で受理されると、保健所職員による施設への現場審査が行われ、認定基準で適合していれば、後日、営業者へ認定書の交付が行われます。

第6 営業者の承継

営業者が当該営業を譲渡し、又は営業者について相続、合併若しくは分割があった場合、営業者の地位を承継した者は、所轄保健所に地位の承継の届出をしなければなりません。

1 書類等

(1) ふぐ処理施設認定書交付申請書（保健所に備えてあります。）

(2) 地位の承継前の営業者が交付を受けたふぐ処理施設認定書

(3) 譲渡による承継の場合、営業の譲渡が行われたことを証する書類

(4) 相続による承継の場合、戸籍謄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八

- 号) 第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し並びに相続人が2人以上ある場合においては、その全員の同意による営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- (5) 合併又は分割による承継の場合、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人の登記事項証明書
- (6) 専任のふぐ処理者に変更がある場合、変更後の専任のふぐ処理者の免許証の写し
- (7) 申請手数料 2,900円

2 ふぐ処理施設認定書の交付

申請書が保健所で受理されると、書類審査を経て営業者へ認定書が交付されます。

第7 認定書の再交付

認定書の記載事項に変更があった場合（屋号の変更、営業者が婚姻等のため改姓（名）、法人での名称変更など）及び認定書を失ったり破いたり汚した場合、営業者は認定書の再交付申請を行わなければなりません。

1 書類等

- (1) ふぐ処理施設認定書再交付申請書（保健所に備えてあります。）
- (2) ふぐ処理施設認定書（亡失した場合は必要ありません。）
- (3) 申請手数料 2,900円

2 ふぐ処理施設認定書の交付

申請書が保健所で受理されると、書類審査を経て営業者へ認定書が交付されます。

第8 認定書の返納

営業者は、ふぐ処理施設の取り消しを受けたり、認定書の再交付後、失くした認定書を発見したときは、ふぐ処理施設認定書返納届（保健所に備えてあります。）にふぐ処理施設認定書を添えて所轄保健所へ返納しなければなりません。

第9 専任のふぐ処理者変更届

ふぐ処理者が死亡し又は退職したときなどにより、新しいふぐ処理者を雇ってふぐの取扱を継続して営業しようとする場合、営業者は専任のふぐ処理者変更届（保健所に備えてあります。）に変更後の専任のふぐ処理者の免許証の写しを添えて所轄保健所へ提出しなければなりません。

なお、地位の承継に伴い、ふぐ処理施設認定書交付申請書に変更後の専任のふぐ処理者を記入した上で、変更後のふぐ処理者の免許証の写しを提出した場合は、専任のふぐ処理者変更届を提出したものとみなし、別途提出は不要です。

第10 ふぐ処理施設の廃止の届出

営業者は、何らかの理由でふぐ処理施設を廃止した場合は、その日から10日以内にふぐ処理施設認定書をふぐ処理施設廃止届（保健所に備えてあります。）を添えて所轄保健所へ返納しなければなりません。